

農政をめぐる情勢

目 次

I 農業改革・農協改革をめぐる情勢	1
II 通商交渉をめぐる情勢	4
III 平成28年度食料自給率は38%に低下	12
IV 米先物試験上場 3回目の延長	13
V 平成30年度予算概算要求基準を閣議了解	15

J A 愛知中央会

今月号のあらまし

I 農業改革・農協改革をめぐる情勢

7月20日、規制改革推進会議が議論を再開した。農業WGが、農林WGと水産WGの2つに分割され、これまで農業WGの座長を務めていた金丸恭文氏（フューチャー代表）が農林水産統括を兼務し、農林WGの座長は飯田泰之氏（明治大学准教授）が務める。

II 通商交渉をめぐる情勢

7月14日、安倍首相は官邸でTPP等総合対策本部を開催し、「日EU経済連携協定（EPA）交渉の大枠合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」を決定した。同方針で政府は、経済効果分析も含めた必要な検討に着手し、今秋を目途に総合的なTPP関連政策大綱を改訂するとしている。

III 平成28年度食料自給率は38%に低下

8月9日、農水省は平成28年度の食料自給率はカロリーベースで前年度から1ポイント低下し、38%となったと発表した。6年ぶりに前年を下回り、米の大凶作で37%であった平成5年に次ぐ史上2番目の低さとなった。

IV 米先物試験上場 3回目の延長

8月7日、農水省は大阪堂島商品取引所が延長申請した試験上場中の米先物取引について、2年間の延長を認可した。過去の農産物先物取引では例のない3度目の延長となった。なお、同取引所は自民党の方針を受け、本上場への移行申請は取り下げている。

V 平成30年度予算概算要求基準を閣議了解

7月20日、政府は平成30年度予算編成で各省庁が予算要求する際のルールとなる概算要求基準（シーリング）を閣議了解した。歳出の上限は5年連続で設けないこととなり、概算要求の総額は4年連続で100兆円を超える公算が大きいとされる。

農水省が提示した主要事項案には農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化や、土地改良事業など生産基盤の整備、輸出力の強化、水田フル活用の一環として、野菜など高収益型の作物への転換を促す施策などが盛り込まれている。また、新たに収入保険制度の実施や生産資材価格引き下げ、農産物の流通改革、輸出環境の整備、技術革新、産業動物獣医師の育成・確保などが加わっている。

I 農業改革・農協改革をめぐる情勢

— 規制改革推進会議、農業WGが2つに分割 —

1. 規制改革推進会議が議論再開

- 7月20日、規制改革推進会議の会合が開催された。6月に規制改革実施計画を閣議決定して以降初めての会合となった。
- 同会合において、分野ごとに集中的に議論するワーキンググループ(WG)の体制が見直され、農業WGが、農林WGと水産WGの2つに分割された。
- これまで農業WGの座長を務めていた金丸恭文氏(フューチャー代表)が農林水産統括を兼務し、農林WGの座長は飯田泰之氏(明治大学准教授)が務める。

【第2期における規制改革推進会議WG等の構成委員名簿(抜粋)】

WG名等	構成委員
本会議	議長：大田弘子(政策研究大学院大学教授) 議長代理 兼 農林水産統括： 金丸恭文(フューチャー代表取締役会長兼社長) 他全委員
農林WG	座長：飯田泰之(明治大学政治経済学部准教授) 座長代理：長谷川幸洋(東京新聞中日新聞論説委員) 委員：林いづみ(桜坂法律事務所弁護士) 委員：吉田晴乃(BTジャパン社長)
水産WG	座長：野坂美穂(多摩大学経営情報学部専任講師) 座長代理：原英史(政策工房社長) 委員：長谷川幸洋(前述の通り) 委員：林いづみ(前述の通り)

- 飯田氏は規制改革に取り組むに当たって、「農業・林業の分野は合理的な規制と非合理的な規制が混在している分野。問題は山積しており、その意味では課題発見は容易だという点もある。」「地方創生を今後考えていく上でも、農業がどのようにして地域の基幹的な資源になっていけるのか。」などと述べた。
- 水産WG座長の野坂氏は「水産業のあり方について本質的な議論を慎重に行ってまいりたい」と述べた。なお、同氏は水産関係の著作を多く執筆している。
- 会議終了後、記者会見で大田議長は農業WGを農林と水産に分割した理由について問われ、「前回の答申(平成29年5月)の中にも林業、水産業の

スタートは示した。今期、林業、水産業に取り込むので、一つのWGで農業、林業、水産業を3つやるのは難しいから、農林と水産に分けた」と述べた。

- また、今後のスケジュールについて、「9月をめどに考える。この夏、それぞれのワーキングでも課題やフォローアップを議論することもあるだろうし、そういうものを踏まえて9月に本格スタートを考えている。」と述べた。

2. 農業競争力強化支援法が施行

- 8月1日、農業競争力強化支援法が施行された。同法に基づく税制特例や金融支援等の支援措置を受けるには、事業者は再編や参入の事業計画を策定し、平成31年3月31日までに農林水産大臣か経済産業大臣の認定が必要となる。
- 同法の施行を受け、農水省は、法律が定める国内外の農業資材供給や農産物流通の実態調査に着手し、その結果を踏まえて平成31年8月までに施策の見直しを検討する。

3. 農林水産大臣に齋藤健氏

- 8月3日、第3次安倍第3次改造内閣が発足し、農林水産大臣に齋藤健氏（衆・千葉）が就任した。
- 同氏は平成25年に自民党農林部会長に就任、経産省出身の農林部会長として注目を浴び2期2年間務め、平成27年には農林水産副大臣に就任した。大臣就任記者会見時の主なポイントは以下の通り。

【8月3日大臣就任記者会見の主なポイント】

- | |
|--|
| <p><30年産からの生産調整廃止></p> <ul style="list-style-type: none">・行き詰まる前にうまくソフトランディングしていかなければいけない。・戦略作物にシフトするお手伝いをさせていただく。・最後は需要に応じてそれぞれが道筋をつけていく以外に方法はない。 |
| <p><酪農に関する日EU・EPA大枠合意の影響></p> <ul style="list-style-type: none">・中身は今申し上げられないが、経営安定対策は当然盛り込んでいく。・EUでは関税が農産物でほとんど撤廃されている。日本の農産物にとってもチャンス。 |
| <p><飼料用米政策></p> <ul style="list-style-type: none">・政府が目標に掲げる110万tの達成に必要な予算1,600億円の確保については農林水産省総力を挙げてやっていく。 |

<農協改革>

- ・農協が地域において必要不可欠なインフラとして機能しているという現実はよくわかっている。
- ・准組合員の増加がどこまで許容されるかという問題も別途ある。
- ・金融事業を代理店化しなさいと言っているわけではない。

<TPP>

- ・アメリカがもう一回加わってくれるというのが一番いい。
- ・政府の一員として、政府全体の中で見守っていきたい。

<農産物輸出>

- ・ホタテがどうだとかいろいろあるが、1年間で牛肉6割、いちご6割、お茶3割増えている。発射台が低いというのがあるがこれらの品目はまだまだいける。努力していくことが重要。

<牛肉セーフガードの見直し>

- ・出発点を大事にしなくてはいけない。（セーフガードの仕組みは）厳しい交渉の末に譲許税率50%を38.5%に下げる代わりに約束した。
- ・国と国との約束を後から変えるということになると今後約束することに対して信頼性がなくなる。

<（経済産業省出身として）農業の世界について>

- ・一番強く感じたのは、農業という産業と農業政策というものの距離が近い。
- ・例えば政策が少し変わっても自動車会社はびくともしないが農家には多大な影響が出る。
- ・まだまだ日本の農業は輸出も含めて伸びしろがある。

<FTA・自由貿易>

- ・ナショナルセキュリティーとして、国民の人たちが飢えない農業というのは他の産業と違って重要度が大きい。
- ・自由貿易の旗を振りながらも、農業はしっかりと根付いたものがあって、子供や孫たちが飢えないで済むというだけのものを持ってほしいというのが国民も思っているのではないかと思っている。

Ⅱ 通商交渉をめぐる情勢

— 政府が日ＥＵ・ＥＰＡ対策の基本方針を決定 —

1. 日ＥＵ・ＥＰＡ

(1) 経過

- 7月6日、日ＥＵ・ＥＰＡが大枠合意された。農産物では82%程度の品目で関税を撤廃しており、ソフトチーズ、パスタ、ワイン等、一部品目ではＴＰＰ以上の自由化を受け入れている（ＴＰＰでは81%程度の品目で関税を撤廃）。（詳細は「農政をめぐる情勢7月号」参照）
- 14日、安倍首相は官邸でＴＰＰ等総合対策本部を開催し、「日ＥＵ経済連携協定（ＥＰＡ）交渉の大枠合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」を決定した。（詳細は別紙1の通り）
- 同方針で政府は、経済効果分析も含めた必要な検討に着手し、今秋を目途に総合的なＴＰＰ関連政策大綱を改訂するとしている。なお、同大綱に関連する補正予算は12月頃の決定と想定される。
- 20日、自民党は日ＥＵ等経済協定対策本部を開催し、国内対策の議論が行われた。西川本部長は「できる限り早く影響調査をやってもらい、それに基づきながら対策を練っていく」と述べた。主な意見等は以下の通り。

【7月20日自民党日ＥＵ等経済協定対策本部の主な意見等】

- | |
|---|
| ・農林の現場に不安の声がある。それに十分な手立てをするというメッセージを出さなければならない。政府・与党一体で対策を取りまとみたい。
(石原伸晃ＴＰＰ担当大臣) |
| ・生産現場には政府が（農業の体質強化の）アクセルから足を離すのではないかと不安がある。
(進藤金日彦・第四グループ幹事) |
| ・ＴＰＰにも割り切れない気持ちがある中で次の交渉が進められ農家に心配が広がっている。
(藤木眞也・第四グループ幹事) |
| ・マルキン対策は早い段階で方向性を出してほしい。
(山田俊男副本部長) |
| ・一番心配なのは、米国が刺激されて日米FTAを強く申し入れてこないか。
(坂本哲志・第四グループ常任幹事) |
| ・(輸出拡大に向けて)しっかり攻める環境を整備する対策を検討してほしい。
(小泉進次郎・第四グループ主査) |
| ・エンジンをつけた輸出促進機関を作る時期が来た。しっかり対応願いたい。
(西川公也本部長) |

(2) ＪＡグループの対応

- 合意内容や影響等が現場に十分伝わっていない状況にあり、政府に、農業経営等に与える影響の十分な検証と、合意内容・検証結果等について現場へ

の丁寧な説明・十分な情報提供等を早期に実施することを求めていく。

- 今後、政府・与党は、大枠合意をふまえた国内対策の具体化に向けて検討をすすめるとしており、JAグループとしても、政府・与党の動向をふまえ、必要な予算措置および関連法制度の確保に向けた取り組みを行う。また、引き続き交渉の状況についても、情報収集をすすめる。
- JAグループ愛知は8月3日、日・EU等経済協定対策本部長である西川公也衆議院議員に対して、日EU・EPAを踏まえた国内対策や補正予算にかかる要請等を行った。生産現場の不安が増大する中、平成29年補正予算確保は喫緊の課題であり、産地パワーアップ事業及び畜産クラスター事業に必要かつ十分な予算を確保していく必要がある。

2. TPP11

- 7月12～14日、米国を除くTPP交渉参加11カ国は箱根において首席交渉官会合を開催した。
- 同会合では、米国抜きでの発効案を含め議論が行われ、各国は協定発効に向けた具体策を11月のAPEC首脳会合に合わせて決定するため、次回会合を8月末～9月上旬にかけて、豪州で開催することで今後調整することになった。

3. その他通商交渉をめぐる留意事項

(1) 牛豚の経営安定対策

- 7月21日、自民党は牛豚の経営安定対策（マルキン）を法的に位置づける改正畜産経営安定法の施行日を前倒しするよう秋の臨時国会で議員立法を行う方針を固めたと報道されている。現在、施行はTPPの発効が条件となっている。
- 同法が施行されると補填率は現行8割から9割に引き上げられ、豚マルキンは農家と国の拠出割合を現行の1対1から牛と同じ1対3となる。

(2) 牛肉セーフガードの発動

- 7月28日、政府は冷凍牛肉の4～6月の輸入数量が前年同期比24.8%増となり、発動基準となる数量を上回ったことから、輸入関税を一時的に引き上げるセーフガードを8月1日から発動すると発表した。14年ぶりの発動となる。

※（補足）牛肉セーフガードについて

セーフガードとは世界貿易機関（WTO）協定によって認められた、農産物に対する緊急輸入制限措置。牛肉については前年の4半期ごとの累計輸入数量の117%を超えたときに発動し、関税率が38.5%から50%に上がる。生鮮・冷凍ごとに発動し、一旦発動すれば年度末まで高い税率が適用される。

- 同日、パーデュー米国農務長官は「日本が冷凍牛肉の関税を引き上げれば、米国の対日貿易赤字は拡大するだろう。農畜産分野における重要な対日貿易関係を害するものだ」と日本を批判する声明を発表した。
- 同日、麻生財務大臣は閣議後の会見でセーフガードについて「法規定に基づいて発動されることになろうと思うが、アメリカ等からの要望を踏まえて、日米経済対話の場等々を活用して今後議論していくことになると思う」と述べた。
- 8月1日、麻生財務大臣は閣議後の記者会見で、米国が批判を強めていることについて「TPPが発効していたら、なくなっていたはず（のルール）だ」と述べた。その一方で、3カ月ごとの輸入量を基準に判断する現状については「3カ月じゃなくて6カ月とする等いろんな話がある」と見直しについて示唆した。
- 輸入制限の背景に中国が5月に行った米国産牛肉の輸入解禁により、牛肉の国際価格に先高観が出て、日本の輸入業者が長期保存可能な米国産冷凍牛肉の調達を急いだとする報道もある。米国産冷凍牛肉の4～6月の輸入量は前年同期比19.6%増となっており、全体の輸入量を押し上げている。

(3) 農産物輸出

- 8月10日、農水省は平成29年1～6月の農林水産物・食品の輸出額をまとめ、前年同期比4.5%増の3,786億円と発表した。政府は31年までに1兆円達成を目指している。（詳細は別紙2の通り）
- 前年同期比の伸び率は金額ベースで牛肉57%、いちご56%、花き45%、米27%、緑茶27%とそれぞれ増加を示す一方、昨年の雨不足の影響等により生鮮農畜産物で首位だったりんごで35%減少している。また、輸出額全体に占める割合としては、依然として農産物の加工食品や水産物が大きい。
- 国別の輸出額では上位から香港（839億円）、米国（531億円）、中国（499億円）、台湾（371億円）、韓国（286億円）と続き、EUは加盟国全体としても225億円となっている。

日EU経済連携協定（EPA）交渉の大枠合意を踏まえた 総合的な政策対応に関する基本方針（案）

平成29年7月14日
TPP等総合対策本部決定

平成29年7月6日、我が国にとり、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナーであり、総人口約5億人、我が国輸出入総額の約10%を占める我が国にとっての主要貿易・投資相手であるEUと、首脳間で経済連携協定の大枠合意に至った。

日EU・EPAは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、日EUが率先して世界に範を示すものであり、日EU関係の重要な基盤となり、両者の戦略的関係を更に強化させるものである。

我が国は、平成25年3月に交渉の開始を首脳間で決定して以来、攻めるべきは攻め、守るべきは守り、国益の観点から、最善の道を全力で追求してきた。また、昨年11月には日EU経済連携交渉に関する主要閣僚会議を設置し、政府一丸となって交渉にあたってきたところである。

今般の大枠合意を踏まえ、引き続き署名に向けて協議を進めるとともに、今回の合意内容や意義等について国民への説明を丁寧に行うほか、経済効果分析も含め、本協定の効果を最大限に活かすために必要な政策の検討に着手する。

具体的には、日EU・EPA、さらには環太平洋パートナーシップ（TPP）の早期発効に向けた11か国による取組も踏まえた政策を体系的に整理し、本年秋を目途に、総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）を改訂することとする。

改訂にあたっては、下記に沿って検討することとし、総合的なTPP関連政策大綱で明示した施策のうち、引き続き必要となる施策については、必要な見直し等を行った上で実施するとともに、特に日EU・EPAにより必要となる施策等について、盛り込むこととする。

上記による総合的なTPP関連政策大綱の改訂と実施に当たっては、政府は一体となって対処し、万全を期すものとする。

(1) EU市場への進出促進による日本企業等のグローバル展開推進

(海外展開を推し進める日本企業・日本産品等による新たな市場開拓を促す。)

今回の合意による日本とEUの間での物品貿易における無税と有税の比率の不均衡の改善等を通じ、地方の中堅・中小企業をはじめとする日本企業や日本産品・コンテンツにとって、28か国約5億人、世界のGDPの約2.2%（平成27年）を占めるEU市場は、大きな魅力となる。加えて、EUとの連携を通じて、第三国での日本企業の事業展開も期待できる。

政府は、日EU・EPAを契機に、日本企業の活力や日本産品等の魅力を海外展開し、海外の市場を獲得し、その恩恵を地域も含めた我が国に取り込み好循環の拡大を図るべく、日EU・EPAの活用を促進するための所要の措置を講ずる。

(2) 国内産業の高付加価値化／競争力強化

(日EU・EPAの効果を最大限活かし、日EU間の安定的ビジネス環境創出を通じ、「Society5.0」[※] 時代の経済成長の実現を推進する。)

投資、サービス、電子商取引、知的財産等の幅広い分野での共通ルールの確立や規制協力の推進等により、第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット等）のイノベーションを促進し、Connected Industriesなどを通じた「Society5.0」時代の経済成長の実現を確かなものにするとともに、日EU相互の投資の促進や環境や安全等に関する規制／標準の策定で協力し、それを世界に広めていくことが、日EU・EPAの効果として期待される。

このような動きを加速するための所要の措置を講ずる。

※①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらしていく。

(3) 強い農林水産業の構築

(農林水産関係での新市場開拓を推進するとともに、重要品目の再生産が可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。)

農林水産分野においては、国益を守るぎりぎりの交渉の結果、国家貿易制度の維持、関税削減期間の長期化等の有効な対策を確保したところである。

また、攻めのための交渉結果として、水産物、牛肉、緑茶をはじめとする輸出重点品目のほとんどの品目で即時撤廃を獲得したところである。

今回の大枠合意で、我が国農林水産業は新たな国際環境に入ることとなるが、別紙の基本方針に基づき検討を行い、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、強い農林水産業の構築に向けた万全の体質強化対策等を講ずる。

(4) 地方公共団体等への情報提供

(政府調達に係る地方公共団体等の懸念等の払拭に最大限努めるとともに、必要な制度改正や情報提供を行う。)

地域経済に与える影響等の観点から、地方公共団体等の政府調達等について懸念や不安が寄せられてきた。ぎりぎりの交渉の結果、国益にかなう合意となつたが、今後、地方公共団体等に対し、合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

また、大枠合意を踏まえて、必要となる制度改正について準備を進めるとともに、関係する団体など国民への情報提供に努める。

(別紙)

強い農林水産業構築のための基本方針

日EU・EPAの大枠合意及びTPPの早期発効に向けた取組による新たな国際環境の下で、我が国の農林水産業の国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指した強い農林水産業の構築のため、交渉で獲得した措置と合わせて、万全の対策を講ずる。

このため、以下の項目に沿って、日EU・EPAの大枠合意の内容を踏まえた体質強化対策等について、TPPの早期発効に向けた取組も含め検討し、「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂する。対策の実施に当たっては、政府全体で責任を持って対応する。

(1) 総合的なTPP関連政策大綱に盛り込まれている施策

体質強化対策について、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、必要な施策を実施する。

経営安定対策（牛・豚マルキン等）については、日EU・EPAの大枠合意の内容、TPPの状況等を踏まえ必要な検討を加える。

(2) チーズを中心とする乳製品

日本産のチーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。

(施策例) •チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・
生産拡大対策
•製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援 等

(3) 構造用集成材等の木材製品

日本産の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進する。

(施策例) •効率的な林業経営が実現できる地域への路網整備、高性能林業機械の導入等の集中的な実施
•木材加工施設の生産性向上及び競争力のある品目への転換支援 等

(4) パスタ・菓子等

国境措置の整合性確保及び国産原料作物の安定供給の観点から、必要な措置を講ずる。

(5) 輸出環境の整備等

日EU・EPAで獲得できたEU側の関税撤廃等を最大限に生かして、EU向け農林水産品・食品輸出の拡大を推進するため、豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品といった畜産物、加工食品等の輸出条件の改善、国内の環境整備を図る。

また、乳製品、木材製品等、農林水産物の必要な国内外での消費拡大対策も含めて、強い農林水産業構築の方策について、幅広く検討する。

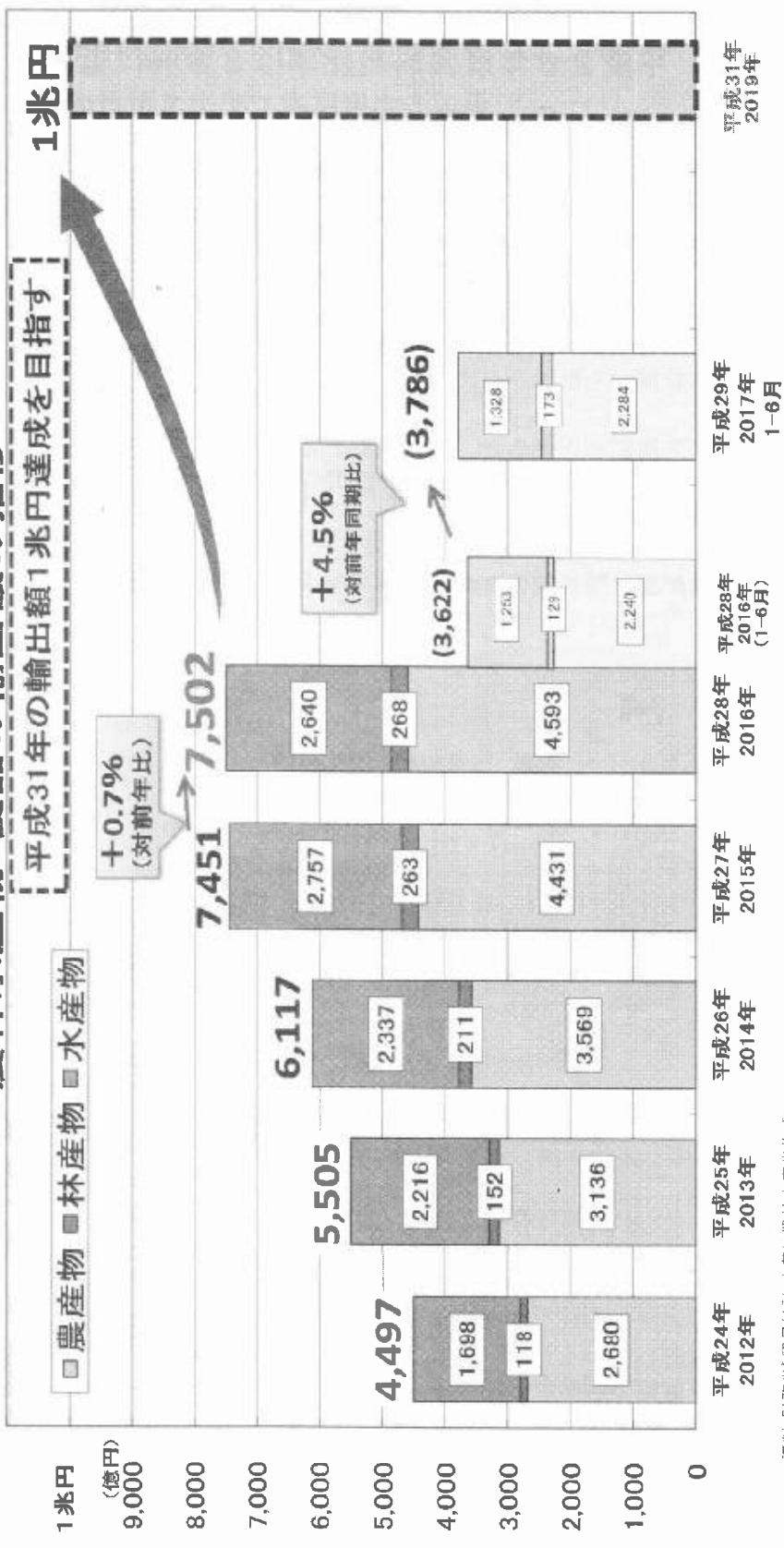
農林水産物・食品の輸出額の推移

MAFF

別紙2

- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から4年連続で増加し、平成28年輸出実績は7,502億円。
- 平成29年1－6月の輸出実績は、3,786億円で対前年同期比4.5%の増加。
- 平成32年の輸出額1兆円目標について、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月閣議決定)において、平成31年に1年前倒し。

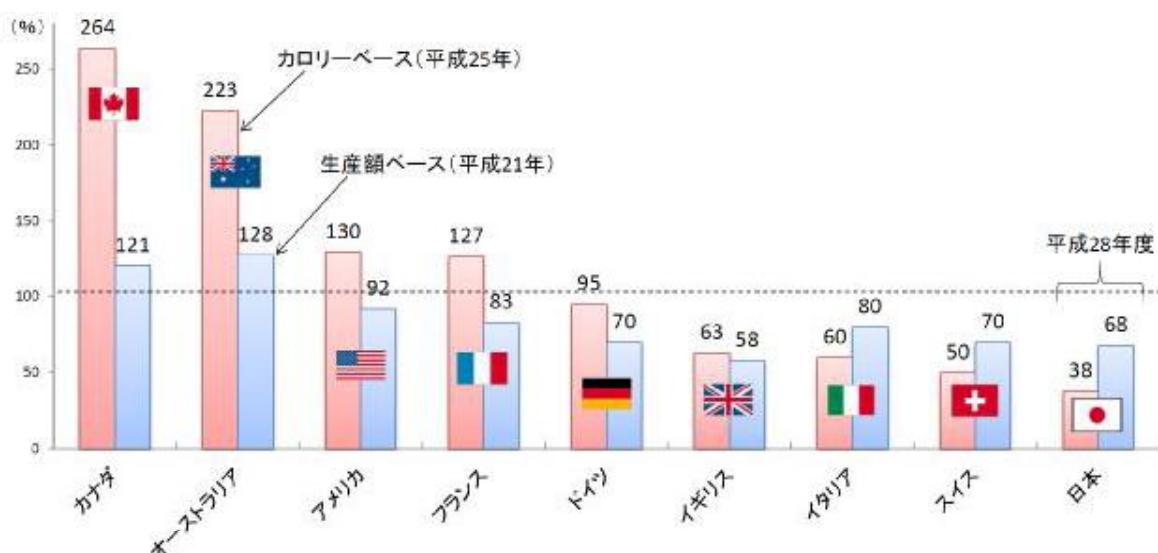
農林水産物・食品の輸出額の推移



III 平成28年度食料自給率は38%に低下 — 平成5年度に次ぐ史上2番目の低さ —

- 8月9日、農水省は平成28年度の食料自給率はカロリーベースで前年度から1ポイント低下し、38%となったと発表した。6年ぶりに前年を下回り、米の大凶作で37%であった平成5年に次ぐ史上2番目の低さとなった。
- 低下の原因は、北海道が台風による大雨被害に見舞われるなどで、小麦と砂糖の原料となるテンサイの生産量がともに約2割減ったこととされている。また、米の消費減少も影響を与えている。
- 先進国と比べると、アメリカ130%、フランス127%、ドイツ95%、イギリス63%となっており、我が国の食料自給率（カロリーベース）は先進国の中で最低の水準となっている。

【我が国と諸外国の食料自給率（農水省HPより抜粋）】



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO “Food Balance Sheets” 等を基に農林水産省で試算。（アルコール類等は含まない）

注1：数値は歴年（日本のみ年度）。スイス及びイギリス（生産額ベース）については、各政府の公表値を掲載。

注2：畜産物及び加工品については、輸入額料及び輸入原料を考慮して計算。

- なお、政府は食料・農業・農村基本計画で、カロリーベースで平成37年度に45%にする目標を掲げている。
- 8月15日、齋藤農水大臣は記者会見で、「農産物の輸出拡大を通じて自給率が向上していく」「消費面において、消費者のみなさんが意識を持っていただくことが重要である」と述べた。

IV 米先物試験上場 3回目の延長

— 本上場への移行申請は取り下げ、2年間の延長 —

- 7月11日、大阪堂島商品取引所は臨時総会を開き、試験上場中の米先物取引について、本上場への移行認可を農水省に申請した。取引量は伸び悩み小幅増にとどましたが「取引は増加傾向にあり、生産・流通現場で利用意向が確認できた」とする外部識者を交えた検証委員会の報告を踏まえ、本上場申請を決めた。
- 27日自民党は農林関係合同会議を開き「先物取引へ投機マネーが流入することで、米価乱高下につながる懸念を拭えていない」と本上場を認めず、3度目の延長(試験上場)へ転換を促す方針をまとめた。
(米先物取引の本上場申請に関する申入は別紙1の通り)
- 同取引所は自民党の方針を受け、8月4日に臨時総会を開き、本上場への移行申請は取り下げ、延長を申請した。
- 7日、農水省は同取引所の申請に対して、2年間の延長を認可した。過去の農産物先物取引では例のない3度目の延長となった。

【米先物取引に係る経過】



米先物取引の本上場申請に関する申入れ

平成二十九年七月二十七日
 自由民主党中央農林・食料戦略調査会
 農林部農業基本政策検討PT会

米の先物取引については、平成二十三年から試験上場が開始された後、平成二十五年及び平成二十七年の二度にわたり試験上場期間の延長が行われて来たところである。

こうした中、今般、商品先物取引法に基づき、大阪堂島商品取引所から本上場の申請がなされた。先物取引は生産者等の多様な販路の一つとしての役割が期待されるものであるが、生産者の取引参加は増加が見られるものの依然として極めて少ない状況にある。今後、その参加動向等市場の状況を更に見極める必要があることに加え、平成三十年産米の生産及び流通の動向を見定めることなく、拙速に判断するべきではないとの本上場の認可に対する強い懸念の声が上がっているところである。さらに、安定取引の拡大といった今後の米政策の方向に沿つたものとなつてゐるかなど、米政策改革との整合性の観点からも懸念の声が上がっている。

農林水産省にあつては、米政策改革を着実に実現していくとの観点から、左記の点を踏まえて対応することを強く要請する。

記

一 今回の申請に対しては、法律の要件に照らし厳正に判断する必要があるが、右のような懸念が払拭できず、生産及び流通を円滑にするために必要かつ適当かといふ法律の要件を満たしていると考えられないことから、今回の大阪堂島商品取引所からの本上場の申請については認め難いこと。

二 仮に三回目の試験上場の延長申請が行われるような場合には、法律の要件に照らし、十分な取引量が見込まれないか、生産及び流通に著しい支障を及ぼすおそれがあるかについて、厳正に判断すること。

いずれにせよ、先物取引については、常時、市場の監視・監督を行うとともに、異常な価格変動が生じ、生産・流通へ著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、取引の制限等の措置を適時適切に図ること。

以上

V 平成30年度予算概算要求基準を閣議了解 — 農林水産関係主要事項案に農業改革関連事項等が明示 —

- 7月20日、政府は平成30年度予算編成で各省庁が予算要求する際のルールとなる概算要求基準（シーリング）を閣議了解した。歳出の上限は5年連續で設けないこととなり、概算要求の総額は4年連續で100兆円を超える公算が大きいとされる。（概要は別紙1の通り）

※（補足）閣議決定と閣議了解の違いについて（首相官邸HPより）

「閣議決定」は、合議体である内閣の意思を決定するものについて行われる。
「閣議了解」は、本来、ある主任の大臣の権限により決定し得る事項に属するものであるが、事柄の重要性にかんがみ、他の国務大臣の意向をも徴することが適當と判断されるものについて行われる。
「閣議報告」は、主要な審議会の答申等を閣議に披露するような場合等に行われる。

- 歳出が最大の年金や医療などの社会保障関係費では、平成29年度当初予算（31.2兆円）に、高齢化等に伴う自然増6,300億円を加えた範囲内で要求を認めた。
- 公共事業費など政策的な判断で伸縮できる経費である、「裁量的経費」は、29年度（14.6兆円）より10%少ない「要望基礎額」まで要求額を抑える。
- 「新しい日本のための優先課題推進枠」では、新たな看板政策に位置付けられる「人づくり革命」や成長戦略などに重点配分するため、「要望基礎額」の30%を特別枠（4兆円規模）として要望を受け付ける。
- 支出することが制度的に義務づけられている経費である、「義務的経費」については、前年度とほぼ同額（12.6兆円）となっている。
- 予算編成過程における検討事項として、昨年度と同様に①民間需要や科学技術イノベーションなどの誘発効果の高いもの、②緊急性の高いもの、③規制改革と一緒にして講じるもの、を重視することが掲げられた。
- 農水省は8月10日、自民党の農林関係合同会議に、概算要求に盛り込む主要事項案を提示した。農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化や、土地改良事業など生産基盤の整備、輸出力の強化といった施策が主たるものとされている。水田フル活用の一環として、野菜など高収益型の作物への転換を促す施策も盛り込まれている。

（平成30年度農林水産関係予算概算要求の主要事項（案）は別紙2の通り）

- 新たに主要事項案として農業改革に関連し、収入保険制度の実施や生産資材価格引き下げ、農産物の流通改革、輸出環境の整備、技術革新などが加わっている。また、産業動物獣医師の育成・確保も加わっている。

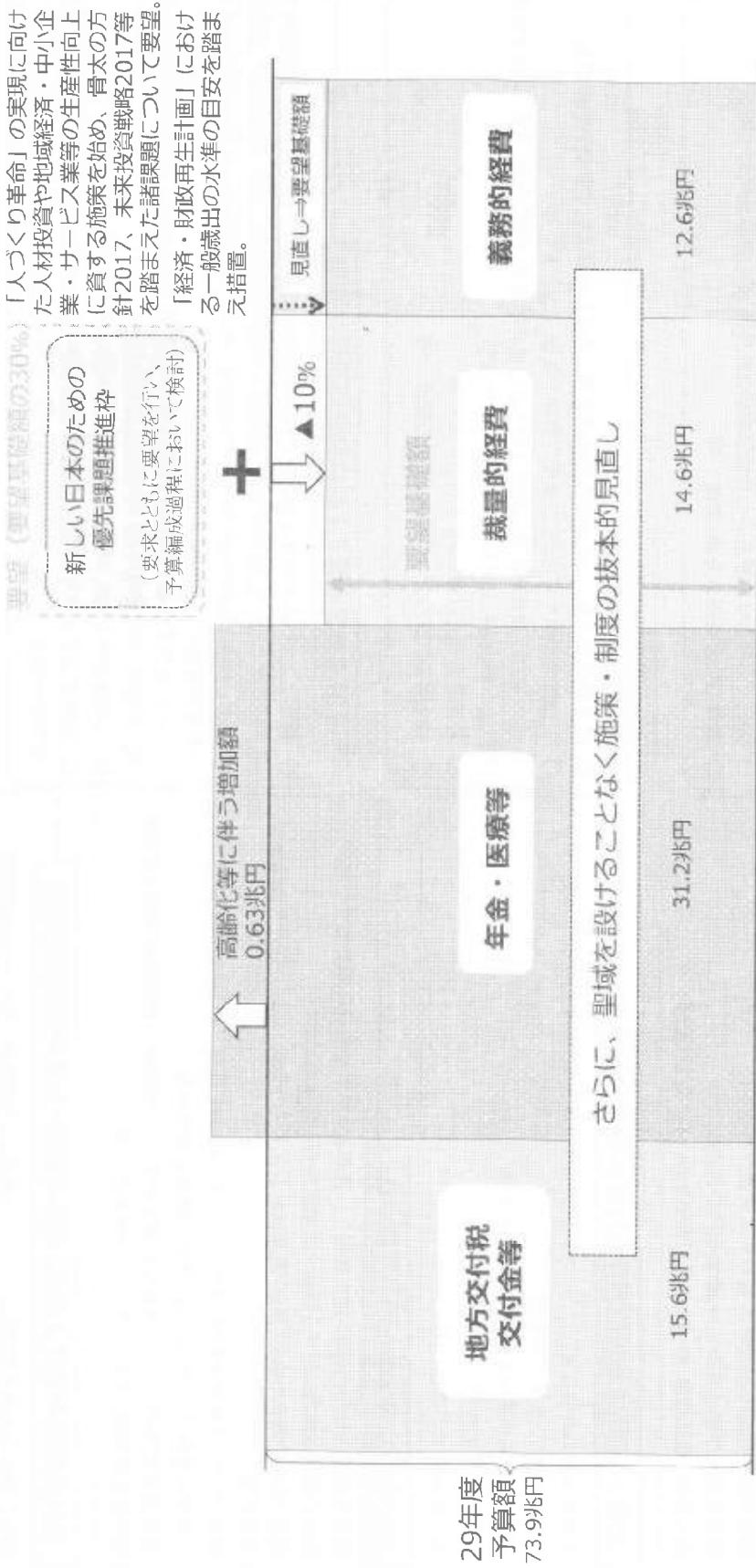
- 同合同会議において平成30年度からの米の生産調整の見直しに合わせて、生産調整の協力者に支払っていた7,500円／10aの米の直接支払交付金の廃止で生まれる財源について、米農家の所得向上につながる対策に活用するよう求める意見が相次いだ。

【8月10日自民党農林関係合同会議出席国会議員意見の主なポイント】

- ・農家の基礎が失われてしまう。大規模集落営農の貴重な財源にもなっている。
- ・単純に中山間地や他の対策を充実すれば良いというのは不公平。地方農業団体や農家、県の自主性に委ねるべき。 (細田博之・衆・島根)
- ・継続性は非常に大事だ。農家が不安にならないようにしてほしい。7,500円もなくなるが、しっかり農林関係で使うようにしてほしい。 (佐田玄一郎・衆・群馬)

- なお、飼料用米については8月3日の齋藤農水大臣就任記者会見時に「政府が目標に掲げる110万tの達成に必要な予算1,600億円の確保については農林水産省総力を挙げてやっていく。」と発言があった。
- 日EU・EPAの関連対策については、予算編成過程で検討するとされ、秋の政策大綱の決定後に先送りされている。
- 各省庁からの予算要求は8月末で締め切り、財務省の査定を経て、12月末に予算案が決定される。

平成30年度予算の概算要求に当たつての基本的な方針について



- ※1 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、平成30年度の衆議院議員総選挙に必要な経費の増
等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従つて
所要額を要求。
- ※2 「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論
を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方にについても早急に検討を進める」との方針を踏まえた対応については、財源と合わせ
て、予算編成過程で検討。

平成30年度 豊林水産関係予算概算要求の主要事項(案)

別紙2

農林水産業の成長産業化と美しく活力ある農山漁村を実現するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく農政改革を着実に実行する予算を要求。

坦い手による構造改革等による構造改革の推進

- 農地中間管理機構による農地集積・集約化の加速化
- 農地中間管理機構と連携した農地の大区画化の推進
- 農業委員及び推進委員による農地利用の最適化
- 法人経営、集落官農、新規就農など多様な担い手の育成・確保 等

食の安全・消費者の信頼確保

- 安全で高品質な生産資材の供給
- 国内の病害虫や家畜の伝染性疾患の発生予防・まん延防止対策の推進
- 産業動物獣医師の育成・確保 等

水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

- 米政策改革の着実な実行に向けた水田活用の直接支払交付金の十分な確保
- 水田の畑地化・沢田化の推進
- 水田における野菜等高収益型農業への転換
- 経営所得安定対策の着実な実施
- 収入保険制度の実施 等

農山漁村の活性化

- 日本型直接支払による多面的機能の発揮に向けた地域活動や官農活動の推進
- 中山間地の特色を活かした多様な取組の支援
- インバウンド需要等を農山漁村に呼び込む農泊の推進、農福連携、定住・交流の促進等による農山漁村の振興、都市農業の機能発揮
- 鳥獣被害防止対策ヒビエリ活用の推進
- 再生可能エネルギーの導入・活用の促進 等

強い農林水産のための基盤づくり

- 農林水産業の競争力強化・国土強靭化に資する農林水産基盤整備の着実な展開
- 攻めの農林水産業に資する農林水産関係施設の整備の推進
- 畜産・酪農の競争力強化(畜産・酪農経営安定対策の実施、放牧の推進等自給飼料の生産拡大等)
- 野菜、果樹、甘味資源作物、ばれいしょ、茶、花きなど品目ごとの生産振興対策の実施
- 生産資材価格の引下げと流通・加工の構造改革の推進
- 農林漁業者等のニーズに対応し目標を明確にした戦略的技術開発の推進と基礎的研究開発によるイノベーションの創出 等

農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化

- 輸出力強化のため今般創設したJFOODOを核とした戦略的プロモーションの展開
- 輸出先国の規制への対応・検疫協議の迅速化等による輸出環境の整備
- 規格・認証、知的財産の戦略的推進
- 食文化の継承等に向けた食育の推進、国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減
- 新商品開発・販路開拓等農林水産物の付加価値を高める6次産業化の推進 等

※ 年度EPAの大枠合意を踏まえ、本年秋を目途に改訂することとされた「総合的なTPP関連政策大綱」の実現に必要な経費については、予算編成過程で検討。

農政をめぐる情勢

平成29年8月23日

280部

編集・発行 愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印 刷 有限会社 ト リ ム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉